

【参考】侵害の事実を疎明するための資料の作成例（特許）

これは作成例です。特許権の内容や対象品の状況等に応じて、適宜の内容で作成してください。

添付資料3

侵害事実を疎明するための資料

認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（以下「対象品」という。）が、関税法第69条の11第1項第9号に掲げる特許権を侵害する物品に該当し、同項の規定により輸入してはならない貨物であることについて、以下のとおり疎明する。

I. 対象品

例：商品名・型式番号で特定する場合

商品名「くつきり〇〇君パワー」であって型式番号「A0123」のインクカートリッジ（以下「イ号物品」という。）。

II. 本件特許権

1. 本件申立てに係る特許権

本件申立てに係る特許権（以下「本件特許権」といい、これに係る特許を「本件特許」といい、本件特許に係る明細書及び図面を「本件明細書」という。）は、次のとおりである。

- ① 特許権者：X株式会社
- ② 特許番号：第123456×号
- ③ 発明の名称：カートリッジ
- ④ 出願日：令和〇年〇月〇日
- ⑤ 登録日：令和〇年〇月〇日

※ ☆には、申立てを行う請求項の数字を記載します。

2. 本件特許発明

本件特許権の特許請求の範囲請求項☆の発明（以下「本件特許発明」という。）は、次のとおりである。

【請求項☆】

〇〇及び△△を備えたカートリッジであって、◇◇を備え、□□であるレバーを有する、カートリッジ。

III. 本件特許発明の内容

1. 背景技術とその技術的課題

本件特許発明の背景技術とその技術的課題について、特許公報の記載等に基づいて説明する。

・・・・・。

2. 課題の解決手段と本件特許発明の作用効果

本件特許発明の課題の解決手段と作用効果について、特許公報の記載等に基づいて説明する。

・・・・・。

このように、本件特許発明は、・・・・・ことを可能とする発明である。

IV. 本件特許発明の構成要件の分説

本件特許発明を構成要件毎に分説すると次のとおりである（以下「構成要件A」などのようにいふ。）。

- A : ○○及び△△を備えたカートリッジであって、
- B : ◇◇を備え、
- C : □□であるレバーを有する、
- D : カートリッジ。

V. イ号物品が本件特許権を侵害すると認める理由

1. イ号物品の特定

イ号物品は以下のよう構成を有している。

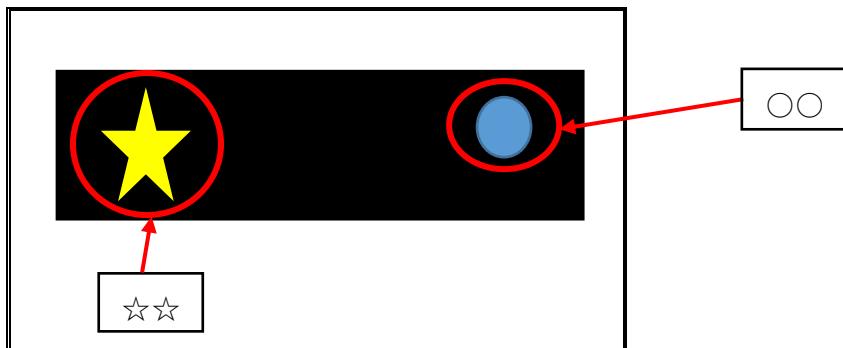
※ イ号物品の構成が本件特許発明の各構成要件を充足することが分かるように、本件特許発明の各構成要件の記載に合わせて記載します。

例えば、構成要件の一つが「厚さ1～5mmの金属製の蓄熱板」であるとき、イ号物品の対応部分の寸法、材質、用途を記載します。

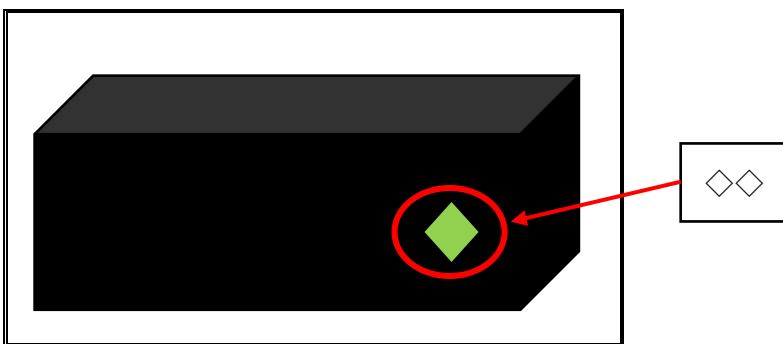
※ イ号物品の構成の特定に分析結果が必要な場合は、分析結果の数表やグラフ等も示して構成要件を充足することが分かるよう記載します。

※ イ号物品の構成は、できるだけ写真又は図面を用いて記載します。

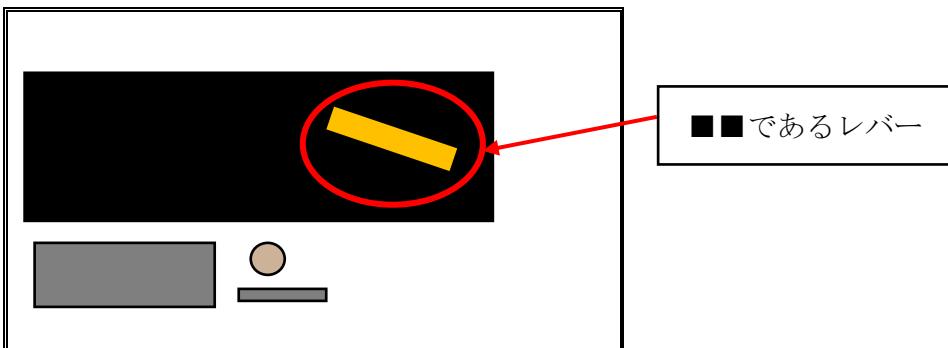
(1) イ号物品は、次の写真のとおり、○○及び☆☆を備えている。



(2) イ号物品は、次の写真のとおり、◇◇を備えている。



(3) 次の写真はイ号物品を分解した状態の写真である。写真のとおり、イ号物品は、■■であるレバーを備えている。



2. イ号物品の構成の分説

上記1.に基づき、イ号物品の構成を本件特許発明の各構成要件に対応する形で記載すると、次のとおりである。

- a : ○○及び☆☆を備えたインクカートリッジであって、
- b : ◇◇を備え、
- c : ■■であるレバーを有する、
- d : インクカートリッジ。

3. 本件特許発明の構成要件とイ号物品の構成との対比

(1) 構成要件Aについて

イ号物品の「○○」は本件特許発明の「○○」に相当し、「☆☆」は本件特許発明の「△△」に、「インクカートリッジ」は本件特許発明の「カートリッジ」に相当する。したがって、イ号物品は本件特許発明の構成要件Aを充足する。

(2) 構成要件Bについて

イ号物品の「◇◇」は本件特許発明の「◇◇」に相当する。したがって、イ号物品は本件特許発明の構成要件Bを充足する。

(3) 構成要件Cについて

イ号物品の「■■であるレバー」は本件特許発明の「□□であるレバー」と多少の差異はあるものの、この程度の差異は構成要件の充足性には影響しない。したがって、イ号物品は本件

特許発明の構成要件Cを充足する。

(4) 構成要件Dについて

イ号物品は「インクカートリッジ」であり本件特許発明の「カートリッジ」に相当する。したがって、イ号物品は本件特許発明の構成要件Dを充足する。

※ イ号物品の○○が本件特許発明の○○に相当することについて説明が必要な場合は記載します。

例：イ号物品の○○は、・・・であり・・・という機能を有するから、本件特許発明の○○に相当する。

4. 結論

以上のとおり、イ号物品は、本件特許発明の構成要件を全て充足するため、本件特許発明の技術的範囲に属する。よって、正当な権原・理由なく、業としてイ号物品が輸入された場合には本件特許権を侵害する。

VI. ロ号物品が本件特許権を侵害すると認める理由

1. ロ号物品の特定

...

2. ロ号物品の構成の分説

...

3. 本件特許発明の構成要件とロ号物品の構成との対比

...

4. 結論

以上のとおり、ロ号物品は、本件特許発明の構成要件を全て充足するため、本件特許発明の技術的範囲に属する。よって、正当な権原・理由なく、業としてロ号物品が輸入された場合には本件特許権を侵害する。

※ 複数の対象品を疎明する場合には、作成例のように項目を分けると分かりやすいです。なお、重複する内容は「上記のとおり」などとして省略して差し支えありません。

以上